

令和8年度税制改正大綱

令和8年度税制改正大綱が、令和7年12月19日に公表されました。

税制改正大綱とは、各省庁や各種団体から提出された税制改正の要望をとりまとめ、今後の税制改正の基礎となる案です。必ずしも大綱のとおり改正されるとは限りませんが、今回は公表された大綱の中から個人所得税について説明していきたいと思います。

個人所得税

基礎控除の引き上げ

基礎控除は令和7年度税制改正でも引き上げられましたが、令和8年度税制改正大綱でもさらに引き上げるとされています。

なお、基礎控除は本則部分と特例部分の二重構造となっていて、今回の大綱では、特例部分について令和8年分及び令和9年分と、令和10年以後の各年について規定しています。

① 本則部分

| 納税者本人の合計所得金額 | 控除額 |
|-------------------|------|
| 2,350万円以下 | 62万円 |
| 2,350万円超2,400万円以下 | 48万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

② 特例部分

| 納税者本人の合計所得金額 | 令和8年分・9年分 | 令和10年分以降 |
|---------------|-----------|----------|
| 132万円以下 | 42万円 | 37万円 |
| 132万円超489万円以下 | 42万円 | — |
| 489万円超655万円以下 | 5万円 | — |

①と②を合わせた基礎控除額は下記のとおりとなります。

| 合計所得金額 | 改正前 | 改正後 | | | | | |
|-------------------|-------|-----------|------|-------|----------|------|------|
| | 令和7年分 | 令和8年分・9年分 | | | 令和10年分以降 | | |
| | | 本則 | 特例 | 合計 | 本則 | 特例 | 合計 |
| 132万円以下 | 95万円 | 62万円 | 42万円 | 104万円 | 62万円 | 37万円 | 99万円 |
| 132万円超336万円以下 | 88万円 | 62万円 | 42万円 | 104万円 | 62万円 | — | 62万円 |
| 366万円超489万円以下 | 68万円 | 62万円 | 42万円 | 104万円 | 62万円 | — | 62万円 |
| 489万円超655万円以下 | 63万円 | 62万円 | 5万円 | 67万円 | 62万円 | — | 62万円 |
| 655万円超2,350万円以下 | 58万円 | 62万円 | — | 62万円 | 62万円 | — | 62万円 |
| 2,350万円超2,400万円以下 | 48万円 | 48万円 | — | 48万円 | 48万円 | — | 48万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 32万円 | 32万円 | — | 32万円 | 32万円 | — | 32万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 16万円 | 16万円 | — | 16万円 | 16万円 | — | 16万円 |
| 2,500万円超 | 0円 | 0円 | — | 0円 | 0円 | — | 0円 |

⑨ 給与所得控除の最低保障額の見直し

令和8年分・9年分の給与所得控除について、最低保障額を65万円から69万円に引き上げます。
また、給与所得控除の最低保障額の特例が創設され、令和8年・令和9年における給与所得控除の最低保障額が5万円引き上げられ、給与所得控除の最低保証額は74万円となります。

| 給与等の収入金額 | 令和8年分・9年分の給与控除額 |
|---------------|------------------|
| 220万円以下 | 74万円（69万円 + 5万円） |
| 220万円超360万円以下 | 収入金額×30% + 8万円 |
| 360万円超660万円以下 | 収入金額×20% + 44万円 |
| 660万円超850万円以下 | 収入金額×10% + 110万円 |
| 850万円超 | 195万円 |

⑩ 同一生計配偶者等の所得金額要件の変更

基礎控除の変更に伴い、配偶者控除などの所得要件が見直されます。

| 所得控除項目 | 所得要件の所得金額 | | 控除額 | |
|----------|--------------|--------------|-----------|------|
| | 現行 | 改正後 | 現行 | 改正案 |
| 配偶者控除 | 58万円以下 | 62万円以下 | 13万円～48万円 | 変更なし |
| 配偶者特別控除 | 58万円超133万円以下 | 62万円超133万円以下 | 1万円～38万円 | 変更なし |
| 扶養控除 | 58万円以下 | 62万円以下 | 38万円～58万円 | 変更なし |
| 特定親族特別控除 | 58万円超123万円以下 | 62万円超123万円以下 | 3万円～63万円 | 変更なし |
| 障害者控除 | 58万円以下 | 62万円以下 | 27万円～75万円 | 変更なし |
| 寡婦控除 | 58万円以下 | 62万円以下 | 27万円 | 変更なし |
| ひとり親控除 | 58万円以下 | 62万円以下 | 35万円 | 38万円 |
| 勤労学生控除 | 85万円以下 | 89万円以下 | 27万円 | 変更なし |

なお、上記の改正は令和8年分以降の所得税について適用されます。

※「年収の壁」はどうなった？

所得税の「年収の壁」とは、給与収入がこの金額を超えると所得税の負担が発生し、手取額が減少するボーダーラインを指します。令和6年までは「103万円」でしたが、令和7年には「160万円」まで引き上げられ、令和8年度の税制改正ではさらなる引き上げがあるのか注目されていました。
「年収の壁」は基礎控除と給与所得控除の最低保障額の合計額なので、令和8年度の税制改正が成立した場合は、特例部分も含めたところで**基礎控除が「104万円」、給与所得控除の最低保障額が「74万円」になるので、結果として「年収の壁」が「178万円」まで引き上げられることとなります。**

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。